

## 特定非営利活動法人の税制

国税である法人税については、**NPO法人としての本来事業及びその他の事業にかかわらず、法人税法に規定された収益事業からの所得に対しては課税されることとなります。それ以外からの所得については非課税です。**課税される場合の税率は、普通法人（株式会社等）と同じです。

**地方税も、法人税法に規定された収益事業から生じた所得に対して課税されます。ただし、法人税法に規定された収益事業を行わない場合は、県民税均等割は非課税になります。**

詳細は、鹿屋税務署（TEL0994-42-3127）、大隅地域振興局県税課（TEL0994-43-3121）及び鹿屋市市役所市民税課（TEL0994-31-1112）にお問い合わせください。

### その他の事業とは

特定非営利活動に支障がない範囲で、活動に必要な資金や運営費に充てるための収益を目的とする事業、互助的な事業などの特定非営利活動に該当しない事業（その他の事業）を行うことができます。

**その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、収益を生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業に係る会計に繰り入れて使用しなければなりません。**

（当然、特定非営利活動に係る事業に係る会計からその他の事業に関する会計に繰り入れることはできません。）

### 法人税法上の収益事業とは

物品販売業、物品貸付業、製造業、運送業、請負業、医療保健業等の33の業種で、継続して事業場を設けて営まれるものと定められています(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項)。

よって、特定非営利活動に係る事業（本来事業）であっても、法人税法上の33業種のいずれかに該当すれば、収益事業とされ、法人税の課税の対象になり、法人市県民税も課税されます。消費税については、課税売上高が1,000万以下の場合、課税免除となります。

特定非営利活動法人の事業			
特定非営利活動に係る事業		その他の事業	
収益事業に該当しない事業	収益事業 (課税)	収益事業に該当しない事業	収益事業 (課税)

\* 法人税法施行令第5条第1項に掲げられている33業種

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業